

安全管理局職員の懲戒処分について

地方公務員法第 29 条の規定により、2 月 9 日付けで次のとおり職員の処分を行いましたので、お知らせいたします。

1 被処分者及び処分内容

鶴見消防署職員 20 歳代 男性 減給 10 分の 1、1 月

2 事件概要及び経過

高校生の時にアルバイトをしたことがある実家近く（神奈川県箱根町）の飲食店に頼まれ、平成 18 年 7 月から平成 20 年 12 月までの 2 年 5 か月にわたり、休日の午前 8 時から午後 5 時に、アルバイトとして洗い場や軽食の調理、土産物の販売等に従事し 1 回 8 千円で約 100 回、合計 80 万円の報酬を得た。

3 管理監督者の措置

管理監督者への人事的措置として、所属の上司である
鶴見消防署長
戸塚消防署長（元鶴見消防署副署長）
鶴見消防署副署長
金沢消防署警備第二課長（元鶴見消防署鶴見水上消防出張所長）
を「文書訓戒」としました。

4 本件を受けての対応

今回の事案を受けて、あらためて職員のコンプライアンスに関する意識の向上について、各所属において再徹底を行います。